

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成20年6月20日
2. 認定事業者名 株式会社足利ホールディングス、株式会社足利銀行

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

足利ホールディングスは、野村FP・NCPグループを中心とする機関投資家等に対する第三者割当増資等により資本増強および資金調達を図り、当該資金をもって足利銀行の全株式を預金保険機構から取得するとともに、足利銀行の割当増資の全額を引受けることとしている。これにより、財務基盤の強化・安定化を図り、栃木県を中心とする地域に根ざした地域密着型ビジネスモデルの堅持・発展を図ることを目標とする。

また、地域金融機関としてのあるべき姿を持続可能な形で発揮するためには、顧客・地域社会・従業員・株主といった全てのステークホルダーに対して価値を提供し続けることが重要である。足利ホールディングスはこれを実現するために、足利銀行内の各関連部門と密接に連携しながら、新たな商品・サービスの提供、顧客対応力の向上、収益基盤の分散化等を進め、企業価値の持続的成長を図ることを目指す。

当社グループにおける財務基盤の安定化と収益構造の強化を通じて、地域金融の円滑化と革新を図り、もって地域の経済・産業の活性化や活力向上に持続的に寄与・貢献していきたいと考えている。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成23年3月期の足利ホールディングスと足利銀行の連結ベースの自己資本当期利益率は9.4%となり、平成20年3月期の足利銀行単体の実績値(▲20.6%)との比較において、30.0%ポイント(≥2%ポイント)上昇すると見込んでいる。

4. 認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

① 中核的事業

地域中小企業取引および個人取引

② 選定理由

地域密着型金融を推進するためには、地域中小企業を中心とした顧客に対しては、事業再生・中小企業金融の円滑化等を図るべく、リレーションシップを重視した付加価値の高いサービスを提供していくことが重要であると考えている。

一方、様々な属性を持つ個人の顧客に対しては、幅広いニーズに応えるべく、サービスの多様化と高度化を実現するとともに、利便性の向上を図ることが重要であると認識している。

双方とも足利ホールディングスおよび足利銀行の収益基盤として不可欠な、中核的  
的事業である。

(2) 事業再構築を行う場所

株式会社足利ホールディングス : 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

株式会社足利銀行 : 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容  
別表のとおり

(4) 事業再構築の開始時期及び終了時期

事業再構築の開始時期 : 平成20年7月

事業再構築の終了時期 : 平成23年3月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数 (平成20年7月1日時点)

足利ホールディングス 35名程度

足利銀行 2,585名程度

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数 (平成23年3月末計画)

足利ホールディングス 35名

足利銀行 2,705名

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数 (平成23年3月末計画)

足利ホールディングス 35名

足利銀行 2,705名

(4) (3)中、新規採用される従業員数

(平成22年3月期、平成23年3月期採用予定人数)

300名

(5) 事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 35名程度 (兼務出向)

転籍予定人員数 0名

解雇予定人員数 なし

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業の構造の変更</p> <p>他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社と関係事業者となる場合に限る。）による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>①銀行持株会社（親会社となる予定）</p> <p>(7) 名称：株式会社足利ホールディングス</p> <p>(1) 住所：栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号</p> <p>(ウ) 代表者氏名：代表取締役 藤沢 智</p> <p>(E) 資本金：20百万円</p> <p>②銀行（子会社となる予定）</p> <p>(7) 名称：株式会社足利銀行</p> <p>(1) 住所：栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号</p> <p>(ウ) 代表者氏名：代表執行役 池田 憲人</p> <p>(E) 資本金：147,429,686,270円</p> <p>③株式の取得について</p> <p>(7) 株式取得予定日：平成20年7月1日</p> <p>(1) 取得する株式の総数：11億8,052万355株  うち普通株式8億8,488万355株、  うち第一回甲種優先株式1億5,000万株、  うち第二回甲種優先株式6,000万株、  うち第一回乙種優先株式8,564万株</p> <p>(ウ) 出資割合：100%</p> <p>(E) 派遣する取締役数：5名</p> <p>(オ) 派遣取締役の割合：6分の5</p> <p>なお、株式取得資金は第三者割当増資により調達する予定。</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>
<p>資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>①銀行持株会社（親会社）における増資</p> <p>(7) 増加前資本金：20百万円</p> <p>《普通株式による増資》</p> <p>(1) 増加する資本金：67,490百万円  （資本準備金：67,490百万円）</p> <p>(ウ) 増加後資本金：67,510百万円</p> <p>(E) 増資の方法：第三者割当増資</p> <p>(オ) 増資予定日：平成20年6月24日</p> <p>《優先株式による増資》</p> <p>(カ) 増加する資本金：25,000百万円</p>	

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
	<p>(資本準備金：25,000百万円)</p> <p>(キ)増加後資本金：92,510百万円</p> <p>(ク)増資の方法：第三者割当増資</p> <p>(ケ)増資予定日：平成20年6月27日</p> <p>②銀行（子会社）における増資</p> <p>(7)増資前資本金：147,429,686,270円</p> <p>(イ)増加する資本金：80,000百万円</p> <p>(資本準備金：80,000百万円)</p> <p>(ウ)増加後資本金：227,429,686,270円</p> <p>(エ)増資の方法：第三者割当増資</p> <p>(オ)増資予定日：平成20年7月1日</p> <p>なお、足利ホールディングスによる足利銀行の株式取得日、および足利銀行の増資日は同一日を予定している。</p>	
事業革新		
<p>第2条第2項 第2号イ</p> <p>(新たな役務の業務収益の合計額がすべての事業の業務収益の1%以上となる場合)</p>	<p>上記増資により強化される財務基盤をもとに、以下の施策を実施し、地域における金融仲介機能の強化を図るとともに、地域金融機関として新たな金融サービスの提供を実現していく。</p> <p>◆法人取引</p> <p>地域密着型金融を推進するために非常に重要である「事業再生・中小企業金融の円滑化」を行っていくためには、様々なライフサイクル段階にいる地域企業に対し、密接なリレーションシップの中で蓄積される顧客情報に基づいて、それぞれのニーズに応じた適切なサービスを提供することが必要である。</p> <p>このプロセスの中で発生する多様な顧客ニーズへの対応力を高めるべく、新規事業・ベンチャー企業の発掘・育成、事業再生、事業承継対策等企業ステージ別のソリューションやファイナンスの提供、過度に担保や保証に依存しない融資（動産担保融資・債権譲渡担保融資、財務制限条項を活用した融資、シンジケートローンの組成）等新しい形態の融資、投資銀行サービス（M&amp;A、株式公開、リストラクチャリング）等、新たなサービスの提供に取り組んでいく。</p> <p>これらを実行するために必要な体制強化、人材育成等を進</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
	<p>め、法人顧客基盤の一層の増強とポートフォリオの分散化、顧客ニーズへの対応力強化等により、収益基盤の分散化・収益構造の強化に努める。</p> <p>◆<u>個人取引</u></p> <p>個人向けサービスにおいては、個人顧客の属性等を踏まえ、そのニーズに合ったサービスの多様化と高度化を実現し、個人顧客の利便性向上を目指す。</p> <p>具体的にはカード機能（キャッシュ・クレジットカードの一体化等）の強化や、金融商品仲介、投資信託や保険商品などにおいて、新たな商品・サービスの提供と運用メニューの拡充を図る。</p> <p>特に、銀行の中核業務の一つである個人取引分野においては、少子・高齢化が進み、貯蓄から投資、そして保障へという大きな流れの中で、ライフプランニング相談に欠かせない保障性の保険商品に対する顧客のニーズが非常に大きいと認識している。今後、保険商品の販売業務を個人取引分野における重要な柱の一つと位置付けるとともに、顧客のライフプラン・ライフステージに応じた適切な資産構成（ポートフォリオ）の構築やマネープランの実現に寄与していきたいと考えている。</p> <p>◆<u>具体的数値基準</u></p> <p>銀行による保険販売の全面解禁を踏まえ、新たな保険商品の販売を開始する。従来足利銀行において扱ってきた保険商品は、個人年金保険、住宅火災保険等限定的であったが、今後、生命保険（第一分野）、損害保険（第二分野）、医療保険等（第三分野）の各分野において、新たな種類の保険商品の販売に着手する。</p> <p>これにより、個人向けに提供可能な金融商品として、預金、投資信託、債券、貯蓄性保険等に、今般の保障性的保険が加わることから、金融商品の組合せの選択肢が広がり、個々の顧客の実情に応じた、より適合的な資産形成が可能になると考えている。</p> <p>今般の保険商品の販売開始を契機として、個人金融取引における営業態勢を見直すとともに、顧客のライフプランやライフステージに応じた多種多様な金融商品の販売、総合的な</p>	

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
	<p>相談・コンサルティングサービス等の提供を行うことにより、平成23年3月期の業務収益（*）に占める新商品・サービスの比率を1%以上とすることを目標とする。</p> <p>（* 全ての業務収益＝資金運用収益＋役務取引等利益＋その他の業務利益として算出。以下は足利銀行単体ベース）</p> <p><u>A 新商品・サービス業務収益計 13 億円</u></p> <p><u>B 全事業の業務収益 1,128 億円</u></p> <p><u>A÷B=1.1% (≧1%)</u></p>	